

宝塚市立看護専門学校 USB メモリ取扱要綱

この要綱は、宝塚市立看護専門学校(以下「学校」という。)が、学校に在籍する学生に貸与する USB メモリ(以下「USB メモリ」という。)の取り扱いについて、必要な事項を定め、もって学生が取り扱う情報のセキュリティ対策を講じ、情報の漏えい、ウイルス汚染を未然に防止し、学校の情報機器の有効活用を図ると共に、学生の勉学に資することを目的とする。

(USB メモリの貸与)

第1条 学校は、学校に在籍する学生に対して USB メモリを1本貸与する。

(学生の責務)

第2条 学生は、常日頃から USB メモリを紛失、毀損等しないよう細心の注意を払って管理するとともに、情報セキュリティの保持に努めなければならない。

- 2 学生は、卒業、退学または学校が返却を求めたときは、直ちに USB メモリを返却しなければならない。この際、記録された情報は全て削除しておかななければならない。
- 3 学生は、USB メモリを紛失、毀損した時は、直ちに学校に届け出なければならない。
- 4 学生は、USB メモリを紛失、毀損した時は、その損害を負担しなければならない。
- 5 学生は、毎年9月及び1月中の2回、学校のパソコンに USB メモリを接続し存在の確認を受けなければならない。

(費用の負担)

第3条 USB メモリは学校が調達し、学生が学校に在籍する間、使用料は無償で貸与する。

- 2 学生は、USB メモリのセキュリティ対策維持更新費用の実費負担金として年間当たり1,500円を負担するものとする。
- 3 前項に定める実費負担金は、各学年クラスの会計担当が徴収し学校に納付する。

(USB メモリの取り扱い)

第4条 学生は USB メモリを使用するにあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) USB メモリは、学校における勉学以外の目的で利用してはならない。
- (2) USB メモリには、類推されにくいパスワードを設定する等の適正な管理を行い、紛失、盗難等の事故がないよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) USB メモリを他人に貸与してはならない。

- (4) USB メモリのパスワードを他人に教えてはならない。
- (5) USB メモリはセキュリティ対策を講じていないパソコンに接続してはならない。
- (6) USB メモリを乱暴に取り扱ってはならない。
- (7) USB メモリに学校の許可なく個人情報及び個人が特定しうる情報を記録してはならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度学校長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。